

令和2年第4回 多治見市教育委員会会議録

(要点筆記)

開催日時 令和2年3月25日(水) 午後2時30分 開議

開催場所 多治見市役所駅北庁舎 4階 第2会議室

出席委員

教育長 渡辺哲郎

教育長職務代理者 大嶽和好

委員 中澤香代

委員 木下貴子

委員 加藤智章

欠席委員 なし

教育委員会事務局・その他の機関の長等出欠表

あらかじめ出席要請した管理職員

出欠	補職名	氏名	欠席理由
出	副教育長	鈴木稔朗	
出	教育次長	田中慎一郎	
出	教育総務課長兼文化財保護センター所長	佐藤秀樹	
出	教育推進課主幹	東山学史	
出	教育研究所長	熊崎健一	

出欠	補職名	氏名	欠席理由
出	昭和小学校近接校対応調理場長兼大畑調理場長兼共栄調理場長兼養正小学校近接校対応調理場長	松田直美	
欠	放課後児童健全育成事業調整担当課長	伊藤香代	別会議のため
出	教育指導主事	土屋美之	

上表欠席職員の代理出席者：なし

説明のため出席した者：教育推進課課長代理 大前健司

会議の傍聴人：なし

会議を早退した者：なし

会議の公開、非公開：一部非公開

開 会

午後 2 時30分 渡邊教育長が本日の委員会会議の開会を宣言

議 事

渡邊教育長 日程第 1、本会議の公開又は非公開の決定について、事務局に説明を求め
る。

事務局 本日の会議については、「議第31号 多治見市高等学校等入学準備資金給付
規則による令和 2 年度給付者の決定について」及び「議第32号 多治見市奨
学資金の給費規則による令和 2 年度選奨生の決定について」は、地方教育行
政の組織及び運営に関する法律第14条第 7 項“人事・その他の事件”に該当
するため、同項及び多治見市教育委員会会議規則第10条の規定により、非公
開と決定することについて、審議願う。

渡邊教育長 事務局の説明のとおり、「議第31号 多治見市高等学校等入学準備資金給付
規則による令和 2 年度給付者の決定について」及び「議第32号 多治見市奨
学資金の給費規則による令和 2 年度選奨生の決定について」は、地方教育行
政の組織及び運営に関する法律第14条第 7 項“人事・その他の事件”に該当
するため、同項及び多治見市教育委員会会議規則第10条の規定により、非公
開と決定することについて、異議はないか。

各委員 異議なし。

渡邊教育長 異議がないので、「議第31号 多治見市高等学校等入学準備資金給付規則に
よる令和 2 年度給付者の決定について」及び「議第32号 多治見市奨学資金
の給費規則による令和 2 年度選奨生の決定について」は、非公開と決定す
る。

議第22号 公開

渡邊教育長 それでは、日程第 2、議第22号 多治見市学校医、学校歯科医及び学校薬剤
師を委嘱するについて、事務局に説明を求める。

田中教育次長 (多治見市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱するについて、資料に
より説明)

渡邊教育長 何か質問はないか。

各委員 なし。

渡邊教育長 質問もないので、「異議なし」として、議第22号を原案どおり可決してよい
か。

各委員 異議なし。

渡邊教育長 では、議第22号 多治見市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱するに
ついて、原案どおり可決することとする。

議第23号 公開

渡邊教育長 次に、日程第 3、議第23号 教育長に対する事務委任規則の一部を改正する
について、事務局に説明を求める。

佐藤教育総務 課長 (教育長に対する事務委任規則の一部を改正するについて、資料により説
明)

渡邊教育長 何か質問はないか。

各委員 なし。

渡邊教育長 質問もないので、「異議なし」として、議第23号を原案どおり可決してよいか。

各委員 異議なし。

渡邊教育長 では、議第23号 教育長に対する事務委任規則の一部を改正するについて、原案どおり可決することとする。

議第24号 公開

渡邊教育長 次に、日程第4、議第24号 多治見市教育委員会事務局の組織等に関する規則及び多治見市教育委員会事務専決規則の一部を改正するについて、事務局に説明を求める。

田中教育次長 (多治見市教育委員会事務局の組織等に関する規則及び多治見市教育委員会事務専決規則の一部を改正するについて、資料により説明)

渡邊教育長 何か質問はないか。

各委員 なし。

渡邊教育長 質問もないので、「異議なし」として、議第24号を原案どおり可決してよいか。

各委員 異議なし。

渡邊教育長 では、議第24号 多治見市教育委員会事務局の組織等に関する規則及び多治見市教育委員会事務専決規則の一部を改正するについて、原案どおり可決することとする。

議第25号 公開

渡邊教育長 次に、日程第5、議第25号 多治見市立学校における学校運営協議会設置等に関する規則の一部を改正するについて、事務局に説明を求める。

田中教育次長 (多治見市立学校における学校運営協議会設置等に関する規則の一部を改正するについて、資料により説明)

渡邊教育長 何か質問はないか。

各委員 なし。

渡邊教育長 質問もないので、「異議なし」として、議第25号を原案どおり可決してよいか。

各委員 異議なし。

渡邊教育長 では、議第25号 多治見市立学校における学校運営協議会設置等に関する規則の一部を改正するについて、原案どおり可決することとする。

議第26号 公開

渡邊教育長 次に、日程第6、議第26号 30人程度学級編制の実施に係る多治見市費負担教職員の採用等に関する規則の一部を改正するについて、事務局に説明を求める。

田中教育次長 (30人程度学級編制の実施に係る多治見市費負担教職員の採用等に関する規則の一部を改正するについて、資料により説明)

渡邊教育長 何か質問はないか。

各委員 なし。

渡邊教育長 質問もないので、「異議なし」として、議第26号を原案どおり可決してよいか。

各委員 異議なし。

渡邊教育長 では、議第26号 30人程度学級編制の実施に係る多治見市費負担教職員の採用等に関する規則の一部を改正するについて、原案どおり可決することとする。

議第27号 公開

渡邊教育長 次に、日程第7、議第27号 多治見市立小中学校管理規則の一部を改正するについて、事務局に説明を求める。

田中教育次長 (多治見市立小中学校管理規則の一部を改正するについて、資料により説明)

渡邊教育長 何か質問はないか。

中澤委員 共同学校事務室のグループはいくつぐらいになるのか。
また、事務職員が減るといったことは起こらないか。

田中教育次長 5又は6グループになる。他市では中学校区でグループを組むことが多いようだが、そうすると新人の事務職員ばかりが集まるグループができてしまうことも起こる。多治見市では事務職員の経験やスキルを考慮し、均等になるようにグループを組む予定である。
事務職員の人数が減ることはない。

渡邊教育長 他に質問はないか。

各委員 なし。

渡邊教育長 質問もないので、「異議なし」として、議第27号を原案どおり可決してよいか。

各委員 異議なし。

渡邊教育長 では、議第27号 多治見市立小中学校管理規則の一部を改正するについて、原案どおり可決することとする。

議第33号 公開

渡邊教育長 次に、議事の都合により、日程第14、議第33号 多治見市立小中学校事務共同実施規程を制定するについて、事務局に説明を求める。

田中教育次長 (多治見市立小中学校事務共同実施規程を制定するについて、資料により説明)

渡邊教育長 何か質問はないか。

各委員 なし

渡邊教育長 質問もないので、「異議なし」として、議第33号を原案どおり可決してよいか。
各委員 異議なし。
渡邊教育長 では、議第33号 多治見市立小中学校事務共同実施規程を制定するについて、原案どおり可決することとする。

議第28号 公開

渡邊教育長 次に、日程第8、議第28号 多治見市外国籍等児童生徒支援員の移動等に関する規則を制定するについて、事務局に説明を求める。
田中教育次長 (多治見市外国籍等児童生徒支援員の移動等に関する規則を制定するについて、資料により説明)
渡邊教育長 何か質問はないか。
中澤委員 外国籍等児童生徒支援員は、何人位で、何か国語に対応しているのか。
田中教育次長 相談員が1名、支援員が5名の6名である。
鈴木副教育長 中国語、スペイン語、ポルトガル語、英語、タガログ語の5か国語で対応している。
渡邊教育長 他に質問はないか。
各委員 なし。
渡邊教育長 質問もないので、「異議なし」として、議第28号を原案どおり可決してよいか。
各委員 異議なし。
渡邊教育長 では、議第28号 多治見市外国籍等児童生徒支援員の移動等に関する規則を制定するについて、原案どおり可決することとする。

議第29号 公開

渡邊教育長 次に、日程第9、議第29号 教育委員会における外部の者からの職務に関する要請の取扱いに関する要綱の一部を改正するについて、事務局に説明を求める。
佐藤教育総務課長 (教育委員会における外部の者からの職務に関する要請の取扱いに関する要綱の一部を改正するについて、資料により説明)
渡邊教育長 何か質問はないか。
各委員 なし。
渡邊教育長 質問もないので、「異議なし」として、議第29号を原案どおり可決してよいか。
各委員 異議なし。
渡邊教育長 では、議第29号 教育委員会における外部の者からの職務に関する要請の取扱いに関する要綱の一部を改正するについて、原案どおり可決することとする。

議第30号 公開

- 渡邊教育長 次に、日程第10、議第30号 多治見市ほほえみ相談員の設置等に関する要綱の一部を改正するについて、事務局に説明を求める。
- 田中教育次長 (多治見市ほほえみ相談員の設置等に関する要綱の一部を改正するについて、資料により説明)
- 渡邊教育長 何か質問はないか。
- 木下委員 以前の嘱託員と臨時職員にはどういう差があって、今回の会計年度任用職員になるとどう同じ扱いになるのか教えてほしい。
- 佐藤教育総務課長 以前の嘱託員は制度上は特別職の職員と、臨時職員は一般職の職員とされていた。特別職とは、市長や教育長に代表されるように、本来は専門的な仕事を知見を活かして行っていただく職で、今回の法改正により今後は医師など限られた職の方のみとなる。これまでは法の拡大解釈により嘱託員として勤務していただいていたが、一般職であれば必要な職務上の秘密を守る義務などは特別職であることで適用除外となっていた。会計年度任用職員は、一般職の職員であることが制度上明記されたため、今後は同じ立場で仕事にあたって頂くことになる。
- 渡邊教育長 他に質問はないか。
- 各委員 なし。
- 渡邊教育長 他に質問もないので、「異議なし」として、議第30号を原案どおり可決してよいか。
- 各委員 異議なし。
- 渡邊教育長 では、議第30号 多治見市ほほえみ相談員の設置等に関する要綱の一部を改正するについて、原案どおり可決することとする。

議第31号及び議第32号 非公開

- 渡邊教育長 これにて令和2年第4回教育委員会会議を閉会とする。

閉 会

午後3時15分